

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合パーワークス
- (2) 代表者職氏名：代表理事 鈴木 智也
- (3) 所在地：三重県多気郡明和町大字山大淀 513 番地 2

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対し、3 月に 1 回以上の頻度で監査を適切に実施していなかったこと、及び、監査の終了後遅滞なく、監査報告書を作成・提出していなかったことについて、外国人技能実習機構から複数回にわたり指導を受けたにもかかわらず、同様の違反を繰り返したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：池上工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 池上 智威
 - (3) 所在地：福岡県大川市大字榎津 153 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和元年6月10日認定「認1912000395」
同年9月5日認定「認1912007407」「認1912007408」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和4年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：OSJ 有限会社
- (2) 代表者職氏名：取締役 大江 淳子
- (3) 所在地：広島県福山市神辺町大字川北 1054 番地の 4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）

平成30年 3 月 9 日認定 「認1709002290」「認1709002291」「認1709002292」
同年 3 月30日認定 「認1709004519」「認1709004520」「認1709004521」
「認1709004522」「認1709004523」「認1709004524」
同年12月25日認定 「認1809023941」「認1809023942」
平成31年 4 月 5 日認定 「認1809026312」「認1809026313」「認1809026314」
令和 2 年 2 月19日認定 「認1909024403」「認1909024404」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社織部
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 相馬 香
- (3) 所在地：埼玉県越谷市下間久里 139 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）

平成30年 3 月23日認定 「認1704014050」

同年 9 月 7 日認定 「認1804043055」 「認1804043056」 「認1804043057」

同年 9 月12日認定 「認1804044567」 「認1804044568」 「認1804044569」

「認1804044570」 「認1804044571」

同年10月29日認定 「認1804043033」 「認1804043034」

平成31年 1 月25日認定 「認1804075885」

令和元年10月30日認定 「認1904045495」 「認1904045496」 「認1904045497」

「認1904045498」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社川中鉄工
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 坪井 勝三
 - (3) 所在地：大阪府四條畷市中野三丁目 6 番 40 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

平成30年 6 月 4 日認定「認1808003249」「認1808003250」「認1808003251」
同年10月22日認定「認1808025422」「認1808025423」「認1808025424」
令和元年 7 月 4 日認定「認1908000679」「認1908000680」「認1908000681」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社関西溶接
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 仲林 宏明
 - (3) 所在地：兵庫県尼崎市名神町二丁目 19 番 25 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和元年6月20日認定「認1908004297」「認1908004298」「認1908004299」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社サンテック
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 飯領田 弘美
- (3) 所在地：徳島県阿波市市場町尾開字八坂 86 番地 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (30 件)

平成30年 9月20日認定 「認1810003181」 「認1810003182」 「認1810003183」
同年12月 4日認定 「認1810005686」
令和元年 7月 3日認定 「認1910000204」 「認1910000205」 「認1910000206」
同年 8月 5日認定 「認1910002217」
同年 8月29日認定 「認1910002114」 「認1910002115」
同年10月23日認定 「認1910003927」
同年10月31日認定 「認1910004046」 「認1910004047」 「認1910004048」
「認1910004049」
同年11月29日認定 「認1910004637」
同年12月17日認定 「認1910004947」 「認1910004948」 「認1910004951」
同年12月20日認定 「認1910003620」
令和 2年 2月17日認定 「認1910005895」
同年 4月 8日認定 「認1910004984」 「認1910004985」 「認1910004986」
同年 7月31日認定 「認2010001766」
同年10月 7日認定 「認2010001390」 「認2010001391」
同年10月23日認定 「認2010001916」 「認2010001917」
令和 3年 4月16日認定 「認2110000093」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号 (同法第 9 条第 6 号) 及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：第一化工株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 面出 隆男、代表取締役 面出 翔
- (3) 所在地：福岡県北九州市八幡西区築地町 21 番 20 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

平成30年6月18日認定「認1812000656」「認1812000657」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方入国管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：タイヨー電子株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 奥森 勲
- (3) 所在地：福井県鯖江市平井町第 20 号 3 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (110 件)

- 令和元年 6 月 12 日認定 「認1907002751」 「認1907002752」 「認1907002753」
「認1907002754」 「認1907002755」 「認1907002756」
「認1907002757」 「認1907002758」 「認1907002759」
「認1907002760」 「認1907002761」 「認1907002762」
- 同年 7 月 17 日認定 「認1907004126」 「認1907004127」 「認1907004128」
「認1907004129」 「認1907004130」 「認1907004131」
「認1907004132」
- 同年 9 月 26 日認定 「認1907005427」 「認1907005428」 「認1907005429」
「認1907005430」 「認1907005431」 「認1907005432」
「認1907005433」 「認1907005434」 「認1907005435」
「認1907005436」
- 同年 11 月 26 日認定 「認1907009921」 「認1907009922」 「認1907009923」
- 令和 2 年 1 月 17 日認定 「認1907008618」 「認1907008619」 「認1907008620」
「認1907008621」 「認1907008622」 「認1907008623」
「認1907008624」
- 同年 2 月 13 日認定 「認1907012986」 「認1907012987」 「認1907012988」
「認1907012989」 「認1907012990」 「認1907012991」
「認1907012992」 「認1907012993」 「認1907012994」
「認1907012995」 「認1907012996」 「認1907012997」
「認1907012998」 「認1907012999」 「認1907013000」
- 同年 6 月 19 日認定 「認2007001963」 「認2007001964」 「認2007001965」
「認2007001966」 「認2007001967」 「認2007001968」
「認2007001969」 「認2007001970」 「認2007001971」
「認2007001972」 「認2007001973」 「認2007001974」
「認2007001975」
- 同年 7 月 6 日認定 「認1907015177」 「認1907015178」 「認1907015179」
「認1907015180」 「認1907015181」 「認1907015182」
「認1907015183」 「認1907015184」 「認1907015185」
「認1907015186」 「認1907015187」 「認1907015188」
「認1907015189」
- 同年 8 月 18 日認定 「認2007001660」 「認2007001661」 「認2007001662」

「認2007001663」 「認2007001664」 「認2007001665」
「認2007001666」
同年10月6日認定 「認2007005053」 「認2007005054」 「認2007005055」
「認2007005056」 「認2007005057」
同年11月26日認定 「認2007006529」 「認2007006530」
令和3年2月22日認定 「認2007007876」 「認2007007877」 「認2007007878」
「認2007007879」 「認2007007880」 「認2007007881」
「認2007007882」 「認2007007883」 「認2007007884」
「認2007007885」 「認2007007886」 「認2007007887」
「認2007007888」 「認2007007889」 「認2007007890」
「認2007007891」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社中村プレス
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 中村 修
 - (3) 所在地：福岡県柳川市有明町 1037 番地 2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

令和元年5月27日認定「認1812023072」「認1812023073」「認1812023074」
令和2年7月14日認定「認2012001301」「認2012001302」
令和3年12月9日認定「認2112007087」「認2112007088」「認2112007089」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年4月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社松村
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松村 和男
- (3) 所在地：広島県広島市安佐南区大町東一丁目 16 番 12－3 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

平成31年 1 月 7 日認定「認1809022791」「認1809022792」
令和元年10月28日認定「認1909017049」
令和 2 年 6 月26日認定「認2009005047」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社ワイケイソーイング
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 矢野 秀樹
 - (3) 所在地：愛媛県今治市五十嵐甲 103 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和元年 8 月 6 日認定「認1911002493」「認1911002494」
同年 9 月 2 日認定「認1911002503」
令和 2 年 8 月 18 日認定「認2011002549」「認2011002550」「認2011002551」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。